

新型コロナウイルス感染症対策にかかる児童クラブの対応について

(令和5年5月8日現在)

保護者の皆様には、日頃より施設における感染症対策とクラブ活動の両立に向けた取組にご理解とご協力を賜り、心より感謝申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけが5類に移行されることを踏まえ、以下の点についてご理解とご協力をお願いします。

1. 児童クラブへの通所の際の健康管理について

感染拡大防止のため、ご家庭においても、引き続き「三つの密（密集・密閉・密接）」の回避、「こまめな手洗い」、「効率的な換気」、「体調が悪い場合は外出、移動を控える」など基本的な感染症対策の徹底をお願いします。

また、**児童に発熱、せき、のどの痛み等の症状がある場合は、通所はしないで、家庭で様子を見る**とともに、まずは、かかりつけ医などの身近な医療機関に電話で相談してください。相談する医療機関に迷う場合には、「石川県発熱患者等受診・コロナワクチン副反応相談センター」（TEL:0120-540-004）に電話で相談してください。

2. 児童クラブの通所停止等について

以下に該当する場合は、利用児童は通所停止となりますので、ご協力をお願いいたします。

区 分	対 応	
利用児童が PCR 検査で陽性となった場合	通所停止	発症から5日間経過し、かつ、症状軽快後1日を経過するまで

※ 国より令和5年4月以降の新型コロナウイルスに関連した臨時休所等を実施した場合における利用料の日割り計算による減額措置を廃止する旨の通知があったことに伴い、令和5年4月1日以降、利用児童が陽性・濃厚接触者となった場合等の減額の取扱いを終了していますのでご理解ください。

※ 利用児童について、陽性の場合には、必ず児童クラブにご連絡いただきますようお願いいたします。

3. 感染者に対する偏見や差別の防止について

新型コロナウイルスは、誰もが感染する可能性があります。感染者に対する偏見や差別は、決して許されることではありません。

公的機関の提供する正確な情報に基づいた冷静な行動をお願いいたします。

4. 児童のマスクの着用等について（国が示す学校における考え方を準用）

・児童及び職員については、放課後児童クラブでの活動に当たって、マスクの着用を求めないことを基本とします。

・基礎疾患があるなど様々な事情により、感染不安を抱き、マスクの着用を希望したり、健康上の理由によりマスクを着用できない児童もいることなどから、職員がマスクの着脱を強いることのないようにします。児童の間でもマスクの着用の有無による差別・偏見等がないよう適切に指導します。

・新型コロナウイルス感染症に限らず、季節性インフルエンザ等も含め、感染症が流行している場合などには、職員がマスクを着用する又は児童に着用を促すことも考えられますが、そういった場合においても、マスクの着用を強いることのないようにします。

・咳やくしゃみの際には、咳エチケットを行うよう児童に指導します。

・感染流行時の対策として、「近距離」「対面」「大声」での発声や会話を控えるほか、行事等の活動場面に応じて、身体的距離を確保するなどの対策を講じることがあります。